

飯田メディカルバイオクラスター規約

(名称)

第1条 この会は、飯田メディカルバイオクラスター（以下、「クラスター」という。）と称する。

(目的)

第2条 クラスターは、民間企業、大学、県、市町村、関係団体等各界各層が一体となり、健康長寿社会を支える地域産業の創造を目的とする。

(事業)

第3条 クラスターは、前条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- (1) 連携事業
- (2) 共同研究事業
- (3) その他クラスターの目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 クラスターは、第2条の目的に賛同する企業、行政機関、各種団体などをもって構成する。

- 2 クラスターに加入する団体、機関等は、入会の申込みをするものとする。
- 3 クラスターを退会する場合は、退会届を提出するものとする。

(役員)

第5条 クラスターに次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
 - (2) 副代表 1名
 - (3) 理事 若干名
 - (4) 監事 2名
 - (5) 顧問（必要に応じて）
- 2 代表及び副代表は、総会で選出する。
 - 3 理事は、代表が指名する。
 - 4 監事は、総会で選出する。
 - 5 顧問は、代表が委嘱する。

(役員任期)

第6条 役員任期は3年経過後の総会において、新役員選任がされるまでの間とし、再選を妨げない。

(役員職務)

第7条 代表は、クラスターを代表し、その業務を総括する。

- 2 副代表は代表を補佐し、代表に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、クラスターの企画運営を行う。
- 4 監事は、クラスターの会計を監査する。

(会議)

第8条 会議は、役員会及び総会とする。

(役員会)

第9条 役員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) クラスターの目的達成に必要な事業の計画、運営、実施
- (2) 会員相互の連携と連絡に必要な事項
- (3) 総会開催に関する事項
- (4) 入退会に関する事項
- (5) その他必要な事項

2 役員会は代表が招集し、その議長となる。

(総会)

第10条 総会は会員をもって構成し、年1回開催するものとする。ただし、代表が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

2 総会の議決事項は下記の通りとする。

- ① 事業計画、予算の決定
- ② 事業報告、決算の承認
- ③ 規約の改定
- ④ 正副代表、役員を選出

3 総会は代表が招集し、その議長となる。

4 総会は、会員の過半数の出席（委任状を含む。）をもって成立し、議事は出席者の過半数の同意をもってこれを決する。

(各種分科会)

第11条 第2条の目的に関連する具体的な事業を行うために、会員の申し出により役員会の承認を得て分科会を設置することができる。

2 分科会の構成員は、会員に限るものとし、各分科会の代表、体制、運営要綱その他各分科会が行う事業の遂行に必要な事項は、当該分科会にて定める。

3 各分科会での事業の進捗状況及び結果については、各分科会でとりまとめ、必要に応じて総会、役員会にて報告するものとする。

(事務局)

第12条 クラスターの事務局は公益財団法人南信州・飯田産業センター内におき、クラスターの運営及び事務連絡、その他クラスターに関する庶務事項を行う。

(経費)

第13条 事業に要する経費は、負担金及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 クラスターの会計年度は、毎年4月に始まり翌年3月31日をもって終わりとするものとする。

(雑則)

第15条 この規約に定めるもののほか、クラスターの運営に必要な事項は、代表が別に定める。

附 則

本規約は平成25年4月10日から施行する。

本規約は平成28年4月27日から施行する。